

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 238 号	第2種 共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎から同町釜屋に至る間の地先	浜坂
		とびうお刺網漁業 かわはぎ刺網漁業 かます刺網漁業 雑魚小型定置網漁業 いかかご漁業	5月1日から7月31日まで 5月1日から11月30日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	漁場の区域 次の点A、ア、イ、C及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎突端 B 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋・居組界 C 美方郡新温泉町釜屋・居組界地先沖の黒島頂上 ア Aから353度40分1,000メートルの点 イ Cから333度40分1,000メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記  
制限又は条件

-